

◎新潟県告示第1271号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	長岡市表町2丁目2番地21	名称	長岡市地域包括支援センターなかじま	長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	H28.11.1
長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	長岡市表町2丁目2番地21	所在地	長岡市水道町3丁目5番30号	長岡市表町2丁目2番地21	H28.11.1